

# 定期報告書

平成 年 月 日

青森県知事 殿

住所

氏名

印

電話番号

— —

家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定により、以下のとおり報告します。

## 1. 基本情報

家畜の所有者の氏名又は名称	
家畜の所有者の住所	郵便番号 —
管理者の氏名又は名称	
管理者の住所	郵便番号 —
農場の名称	
農場の所在地	郵便番号 —

### 記載に当たっての注意事項

#### 1. 基本情報：

法人の場合は、氏名の欄にその名称及び代表者の氏名を記載

複数の畜舎を所有の場合は、畜舎の所在地ごとに記載

#### 2. 別添1：

複数の畜種を飼養の場合は、畜種ごとに記載

「肉用牛」飼養者は、別添1のP1～3に記載

「乳用牛」飼養者は、別添1のP4～6に記載

「豚・いのしし」飼養者は、別添1のP7～9に記載

「馬」飼養者は、別添1のP10～12に記載

「めん羊・山羊・鹿」飼養者は、別添1のP13～15に記載

「鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥・だちょう」飼養者は、別添1P16～18に記載

#### 3. 別添2：

「牛・豚・いのしし・めん羊・山羊・鹿・鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥・だちょう」飼養者は、引続き別添2のP1～3に記載

「馬」飼養者は、引続き別添2のP4～5に記載

#### 4. その他：

小規模所有者（※）は、別添1の飼養家畜に該当するページの種類と頭羽数のみ記載（別添2は不要）

（※）牛、水牛、馬：1頭のみ飼養

豚、いのしし、めん羊、山羊、鹿：6頭未満を飼養

鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥：100羽未満を飼養

だちょう：10羽未満を飼養

# 定期報告の作成と提出のお願い

青 森 県

## 1 定期報告の目的と利用の範囲

全ての家畜の飼養者は、家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定により、飼養頭羽数及び衛生管理の状況について、年1回、県に報告しなければなりません。

家畜の飼養者は平成30年2月1日現在の飼養頭羽数、衛生管理の状況を記載し、提出をお願いします。（本県では、これまで行っていた頭羽数等調査にも活用できるよう、県独自の様式になっています。）

報告内容について、記載方法がわからないなどの場合は、家畜保健衛生所までお問い合わせください。

皆様から報告された内容については、下記のとおり利用しますので、御了承願います。

### 【利用の範囲】

- ① 家畜の飼養管理状況について確認、指導の参考とします。
- ② 家畜防疫及び畜産振興を目的として、市町村及び県の畜産担当部署間で情報の共有を行います。  
(畜産担当部署以外に個人情報提供されることはありません)
- ③ 家畜の飼養頭羽数等について、市町村ごとに集計を行います。集計結果については、農業畜産関係団体に対し、個人の飼養状況が確認できないよう集計・加工した上で、提供される場合があります。  
ただし、黒毛和種繁殖農家の氏名、住所、繁殖雌牛の飼養頭数の情報については、県基幹種雄牛の凍結精液を適正に配分するため、供給計画を作成する全国農業協同組合連合会青森県本部に提供します。

## 2 定期報告書提出期日

市町村又は各地域家畜保健衛生所にお問い合わせください。

# 「鶏・鳥類用」

市町村名	氏名

## 2. 家畜の種類及び飼養羽数等

採卵鶏、肉用鶏（100羽未満は除く）

（単位：羽）

採卵鶏		肉用鶏	主な品種名
成鶏 (150日齢以上)	育成鶏 (150日齢未満)		
種 鶏			
卵用種		肉用鶏	
白玉系	その他	赤鶏系	その他

注1：100羽未満の鶏を飼養している場合は、「その他の鶏・鳥類」欄に記載する。

注2：種鶏の欄には、肉用鶏や採卵鶏の親鶏を記載する。（産卵した卵が食用として出荷される鶏は採卵鶏、鶏そのものが肉用として出荷される鶏は肉用鶏であり種鶏ではない）

その他の鶏・鳥類

（単位：羽）

品種（ ）	品種（ ）	品種（ ）	品種（ ）

鶏舎数

## 5. 飼養衛生管理基準の遵守状況

※記載方法：遵守している項目の  にチェック印を付けること。  
 該当しない項目には、「－」を付けること。

### 【鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥の場合】

1. 家畜防疫に関する最新情報の把握等（発生予防やまん延防止に関する情報の入手等）		
	自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。 (例) ・家畜保健衛生所からの情報を確認するとともに、指導を遵守している。 ・農林水産省の家畜防疫に関するホームページを閲覧している。 ・家畜衛生に関する講習会（研修会）に参加している。	
2. 衛生管理区域の設定		
	衛生管理区域を設定している。	
	衛生管理区域とそれ以外の区域との境界が分かるようにしている。	
3. 衛生管理区域への病原体の持込みの防止		
	門又は看板の設置等により、必要のない者を、衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。	
	衛生管理区域に出入りする車両の消毒をしている。	
	衛生管理区域及び家きん舎に出入りする者の手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をしている。	
	衛生管理区域専用の衣服及び靴並びに家きん舎ごとの靴を設置し、出入りする者に着用させている。	
	他の畜産施設に立ち入った者を、必要がある場合を除き、その日のうちに衛生管理区域に立ち入らせないようにしている（家畜防疫員、獣医師その他の畜産関係者を除く。）。	
	過去1週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を、必要がある場合を除き、衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。	
	他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であつて、飼養する家きんに直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。	
	過去2月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないようにしている。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒等の措置を講じている。	
4. 野生動物等からの病原体の侵入防止		
	家きん舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講じている。	
	野生動物の排せつ物が混入するおそれがある水を家きんに給与する場合には、消毒をしている。	
	野鳥等の野生動物の家きん舎への侵入を防止することができる防鳥ネット等の設置及び修繕をしている。	
	家きん舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、破損箇所の修繕をしている。	
	家きんの死体を保管する場合には、保管場所への野生動物の侵入を防止するための措置を講じている。	
5. 衛生管理区域の衛生状態の確保		
	家きん舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。	
	家きん舎又はケージが空になった場合には、清掃及び消毒をしている。	
	家きんの健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養していない。	

6. 家さんの健康観察と異状が確認された場合の対処		
	家さんに特定症状（※）を確認した場合には、直ちに家畜保健衛生所に通報することとしている。	
	家さんに特定症状を確認した場合には、農場からの家さん及びその死体、畜産物並びに排せつ物を出荷し、又は移動させないこととしている。	
	家さんに特定症状以外の異状を確認した場合には、直ちに獣医師の診療を受けることとしている。	
	毎日、飼養する家さんの健康観察をしている。	
	他の農場等から家さんを導入する場合には、導入元での疾病の発生状況や導入する家さんの健康状態の確認等をしている。	
	家さんの出荷又は移動の直前に健康状態を確認している。	
	家さんの死体又は排せつ物を移動する場合には、漏出を防止するための措置を講じている。	
7. 埋却等の準備		
	埋却地を確保している。	
	焼却又は化製のための準備措置を講じている。	
8. 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管		
	衛生管理区域に立ち入った者に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。	
	家さんの所有者及び従業員の海外への渡航に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。	
	家さんの導入、出荷又は移動に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。	
	家さんの異状に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。	
9. 大規模所有者に関する追加措置（大規模所有者のみ記入）		
	農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連携をとつている担当獣医師又は診療施設を定め、家さんの健康管理について定期的に指導を受けている。	
	従業員が家さんに特定症状を確認した場合に、大規模所有者の許可を得ずに直ちに家畜保健衛生所に通報することを規程したものを作成し、従業員に周知徹底している。	

※その他：飼養衛生管理基準の項目以外に行っている衛生管理の取組を記入。

※ 特定症状（対象とする家畜伝染病：高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの場合）

①同一の家さん舎内において、一日の家さんの死亡率が対象期間（当日から遡って21日間）における平均の家さんの死亡率の二倍以上となること。ただし、家さんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

②家さんに対して動物用生物学的製剤を使用した場合において、当該家さんにA型インフルエンザウイルスの抗原又はA型インフルエンザウイルスに対する抗体が確認されること。



※ 選択肢があるものについては、あてはまるものに○を記してください。「その他」の項目がある場合には、( ) 内に具体的な内容を記入してください。

2 関係者以外を衛生管理区域に立ち入らせないようにする方法・衛生管理区域に立ち入った者が家畜に接触する機会を最小限とする措置の内容

衛生管理区域の区分方法： 柵 / ロープ / プランター / 白線 / 消石灰帯 / その他 ( )

立入制限の表示方法： 立て看板 / 工事用カラーコーンの設置 / その他 ( )

畜舎への立入制限方法： 畜舎出入口の戸締り / 立入者への付き添い / 畜舎出入口への看板 / その他 ( )

その他： ( )

3 衛生管理区域出入口付近・畜舎に設置した消毒設備の種類

衛生管理区域出入口： 消毒薬噴霧器 / 車両用消毒槽 / 消毒ゲート / 消毒マット / 消石灰帯 / 踏み込み消毒槽 / その他 ( )

畜舎出入口： 消毒薬噴霧器 / 消毒マット / 踏み込み消毒槽 / 手指消毒スプレー / その他 ( )

4 畜舎毎の家畜の飼養密度 (畜舎ごとに記載)

(畜舎区分)	(畜舎の面積)	(飼養頭羽数)	(飼育密度)
_____	_____ m <sup>2</sup> ( _____ × _____ )	_____ 頭羽	= _____ m <sup>2</sup> /頭羽
_____	_____ m <sup>2</sup> ( _____ × _____ )	_____ 頭羽	= _____ m <sup>2</sup> /頭羽

5 家畜伝染病発生時における埋却用地の確保状況

① 埋却予定地の有無： 有 / 無

所在地： \_\_\_\_\_

② 埋却予定地が自己所有でない場合

所有者の氏名： \_\_\_\_\_

契約内容： 書面契約あり (契約書の写しを添付) / 承諾は得ているが契約はしていない

③ 埋却予定地の現在の利用状況・面積・農場からの距離

利用状況： 山林 / 原野 / 空地 / 採草地 / 放牧地 / 休耕田 / 畑 / その他 ( )

面積： \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>      農場からの距離： \_\_\_\_\_ km

④ 近隣住民や関係者への説明・承諾状況：

説明し承諾を得ている / 説明しているが承諾は得ていない / 説明していない / その他 ( )

⑤ 参考事項： \_\_\_\_\_

6 家畜伝染病発生時における焼却又は化製処理の準備措置： 有 / 無

① 施設の名称：	
施設の所在地：	農場からの距離： km
② 処理施設の利用について、施設側への説明・承諾状況：	
説明し承諾を得ている / 説明しているが承諾は得ていない / 説明していない / その他（ ）	
③ 近隣住民や関係者への説明・承諾状況：	
説明し承諾を得ている / 説明しているが承諾は得ていない / 説明していない / その他（ ）	

7 埋却地・焼却または化製処理施設の確保ができていない場合、これらを確保するための取組状況

埋却地の購入を検討している / 埋却地としての利用を地権者に相談している / 候補用地を探している / 役場等関係者間で埋却予定地の確保について協議をしている / 焼却施設等を探している / その他（ ）

大規模所有者の場合（成牛200頭以上、育成牛、豚、いのしし、めん羊、山羊3,000頭以上、鶏・うずら10万羽以上、あひる・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥1万羽以上）

1 担当獣医師について

氏名：
所属：

2 特定症状を確認した場合、家畜保健衛生所へ通報する手順書等の写し



## 「牛・豚・いのしし・めん羊・山羊・鹿・鶏・鳥類用」

※：小規模所有者（豚、いのしし、めん羊、山羊、鹿：6頭未満、鶏、鳥類：100羽未満、だちょう：10羽未満）の飼養者は、当該様式の記載は不要です。

## 1 農場平面図

## ① 衛生管理区域及び出入口

これを明示すること

## ② 消毒設備の設置箇所

- ・同一敷地内に家畜の使用場所と住居が存在する場合は、衛生管理区域と生活区域の区分が分かるよう、住居等を含めて記載下さい。
- ・衛生管理区域及び衛生管理区域の出入り口が明確にわかるよう記載下さい。
- ・衛生管理区域の区分方法と位置（ロープ、プランター、白線等）を記載下さい。
- ・衛生管理区域・畜舎の出入り口付近に設置した消毒設備の内容と場所を記載下さい。
- ・人の出入りを制限するために講じた措置（立て看板、ロープ等）の位置、内容を記載下さい。
- ・畜舎の大きさを記載下さい（縦〇〇m×横〇〇m等）

<p>2 関係者以外を衛生管理区域に立ち入らせないようにする方法・衛生管理区域に立ち入った者が家畜に接触する機会を最小限とする措置の内容</p> <p>衛生管理区域への立入制限方法：衛生管理区域の区画（柵・ロープ・プランター・白線）／立入制限の立て看板設置          衛生管理区域立入者への方法：立入者へのつきそい／畜舎出入り口の看板設置／畜舎開放部へのネット・金網の設置／専用靴・作業着設置／その他</p>	
<p>3 衛生管理区域出入口付近・畜舎に設置した消毒設備の種類</p> <p>衛生管理区域出入口：消毒薬噴霧器（車両用）／消毒槽（車両用）／消毒ゲート／消毒マット／消石灰帯／踏み込み消毒槽          畜舎出入口：消毒薬噴霧器（身体用）／消毒マット／踏み込み消毒槽／手指消毒スプレー／その他</p>	
<p>4 畜舎毎の家畜の飼養密度</p> <p>畜舎が複数ある場合は、畜舎ごとに記載してください。</p>	
<p>5 家畜伝染病発生時における埋却用地の確保状況</p> <p>① 埋却予定地の所在地：有・無（どちらかに○）</p> <p>住所：</p> <p>② 埋却予定地が自己所有でない場合</p> <p>所有者の氏名：</p> <p>契約内容(契約書の写し)：書面契約あり／承諾は得ているが契約はしていない／承諾を得ていない</p> <p>③ 埋却予定地の面積・現在の利用状況・農場からの距離</p> <p>利用状況：山林・原野・空地・採草畑・放牧地・休耕地・畑・等 ・ 面積： m<sup>2</sup> ・ 距離 m</p> <p>④ 近隣住民や関係者への説明・承諾状況：説明し承諾を得ている／説明しているが承諾は得ていない／説明していない</p> <p>⑤ 参考事項：</p>	
<p>6 家畜伝染病発生時における処分方法を焼却または化製処理で検討：有・無（どちらかに○）</p> <p>① 施設の名称：</p> <p>住所： 農場からの距離： m</p> <p>② 処理施設の利用について、施設側への説明・承諾状況：説明し承諾を得ている／説明しているが承諾は得ていない／説明していない</p> <p>③ 近隣住民や関係者への説明・承諾状況：説明し承諾を得ている／説明しているが承諾は得ていない／説明していない</p>	
<p>7 埋却地・焼却または化製処理施設の確保ができていない場合、これらを確保するための取組状況</p> <p>埋却地の購入を検討している／埋却地としての利用を地権者に相談している／関係者間で共同埋却予定地の確保を行う協議をしている／候補用地を探している／焼却施設等を探している／農場・役場担当者と相談中である</p>	
<p>大規模所有者の場合（成牛200頭以上、育成牛、豚、いのしし、めん羊、山羊3,000頭以上、鶏・うずら10万羽以上、あひる・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥1万羽以上）</p>	
<p>1 担当獣医師について</p> <p>氏名：</p> <p>所属：</p>	
<p>2 特定症状を確認した場合、家畜保健衛生所へ通報する手順書等の写し</p>	